

第1回地域包括支援センター運営部会次第

日時：令和3年11月5日（金）
第1回介護保険運営協議会終了後
場所：三条市役所 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

ア 部会長及び部会長職務代理者の選任について

イ 介護予防ケアマネジメント等の委託について … 資料1

(2) 報告事項

ア 令和2年度 地域包括支援センターの事業評価及び事業報告等について
… 資料2

3 その他

4 閉 会

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、下記事業所に新規に委託しました。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐南	居宅介護支援事業所優友	新潟市西蒲区熊谷1053番地1	社会福祉法人恒慈会	本人は住所を移さず市外ケアハウス入所中。今回、住所を本人自宅（東圏域）から息子宅（嵐南圏域）へ移すこととなり、担当包括が変更となった。
	はまゆう居宅介護支援センター	新潟市西区上新栄町1丁目2番12号	社会福祉法人更正慈仁会	本人が住所を移さず市外の障がいのグループホームに入所することとなり、近くの居宅介護支援事業所に委託するため。

令和2年度 地域包括支援センターの 事業評価及び事業報告等について

三条市福祉保健部高齢介護課

1 令和2年度地域包括支援センターの事業評価の概要

(1) 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。

センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、**人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センター業務の受託者が事業の質の向上に必要な改善を図っていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させることを目的とする。**

(2) 評価の基準

ア 国通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（令和2年5月29日老振発0704第1号）で示された評価指標に基づき評価

《評価指標》

- 個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務）
- 業務連携（在宅医療・介護連携、認知症高齢者支援、生活支援体制整備）
- 組織・運営体制等（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制、個人情報管理、利用者満足度の向上）

イ 「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び「令和2年度地域包括支援センター運営方針」に基づき、業務を適切に実施しているか評価

《評価指標》

令和2年度地域包括支援センターの事業報告のとおり評価

ウ 公平性・中立性を確保するため、センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏りがいないか等について評価

《評価基準》

訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与において特定の法人の事業所の紹介率が80%を超えていないこと※
（※「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年厚生労働省告示第95号）の第83号の基準に準ずるもの。）

2 令和2年度地域包括支援センター運営方針について

「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に示す地域包括ケアシステムの構築方針を踏まえ、次の9つの事業を実施

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護予防ケアマネジメントの実施
- (3) 総合相談支援業務の実施
- (4) 権利擁護業務の実施
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
- (6) 地域ケア会議の実施
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 生活支援体制の構築
- (9) 認知症施策の推進

※ 具体的な事業内容については、この方針に基づき各地域包括支援センターが事業計画を作成し、事業を実施

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(1) 介護予防の推進

《令和2年度実施状況及び課題》

ア 介護予防が必要な高齢者の把握

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、集いの場の開催中止や開催回数減少が相次ぎ、集いの場でのフレイルチェック実施は難しかった。
- ・ 栄圏域、下田圏域では、重点的に個別訪問する地域を決め、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行った。
- ・ その他の圏域では、民生委員等の情報により心配な高齢者の実態把握を行った。

イ 地域住民への普及啓発

- ・ 集いの場からの依頼により、介護予防や認知症予防の啓発講座を実施しているが、申込数は減少傾向にある。
- ・ 下田圏域では、集いの場に出向きフレイルチェックを実施するだけでなく、アフターフォロー講座を実施し、個別の健康相談も行うなど、健康や介護予防への認識を深めた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
介護予防が必要な高齢者の把握	(人)	85	49	68	31	117	78	126	90	76	212	472	460
介護予防に関する啓発講座	(回)	12	5	14	6	8	2	6	4	4	5	44	22

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 重点的に一人暮らし高齢者等の個別訪問を行う圏域が増えている他、集いの場での実態把握が難しい中でも民生委員や自治会との連携を深め、気になる方の情報を得やすい体制づくりに努めている。

改善すべき点

- ・ 地域住民に対して「自立支援」に関する意識の更なる啓発が必要である。介護予防普及啓発講座等の際に、介護保険サービスは自立支援を理念に行われていることを啓発していく必要がある。
- ・ 介護予防講座未実施、または実施頻度が低い集いの場に対して、積極的に講座受講を働きかける必要がある。

令和3年度の取組

- 高齢者が集まる集いの場でのフレイルチェック継続的に実施する。
- 介護予防講座未実施の集いの場に対して、生活支援コーディネーターを中心に積極的に講座受講を働きかける。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施

《令和2年度実施状況及び課題》

- 直営実施のケアマネジメントはもちろん、委託しているケアマネジメントにおいても、全てのケアプランのチェックを行い自立支援に向けたケアマネジメントとなるよう助言に努めている。
- 居宅介護支援事業所にインフォーマルサービスや集いの場等の社会資源について情報提供を行っている他、ケアプランに位置付けるよう助言している。また、アセスメントの時点では集いの場等への参加など聞き取り出来ている情報について、ケアプランに反映するよう指導している。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
介護予防ケアマネジメント実施件数	(件)	2,859	2,855	2,727	2,691	2,079	2,270	1,086	1,031	457	444	9,208	9,291
直営実施件数	(件)	708	695	624	630	740	898	695	644	290	347	3,057	3,214
委託実施件数	(件)	2,151	2,160	2,103	2,061	1,339	1,372	391	387	167	97	6,151	6,077

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 介護予防ケアマネジメント業務等を委託しているケアマネジャーに対して、全てのケアプランのチェックを行い、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントになるよう助言している。
- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、インフォーマルサービスの視点が弱いため、地域包括支援センターから情報提供をするようにしている。

改善すべき点

- ケアプランの作成の際には、利用者が自ら目標とする生活に向かって行動できるような、具体的な目標を設定するようにしているが、利用者が活用できるようなセルフマネジメントの在り方、手法を市と共に検討していく必要がある。
- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、社会資源やインフォーマルサービスを位置づけたケアプラン作成ができるよう情報提供や助言を積極的に行う。

令和3年度の取組

- 自立支援型地域ケア個別会議を活用し、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 市と共に利用者が活用できるようなセルフマネジメントの在り方、手法を検討し、第8期介護保険事業計画期間で普及を図る。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(3) 総合相談支援業務の実施

《令和2年度実施状況及び課題》

- 民生委員や自治会長の会議等に出向いて地域包括支援センターと地域の関係者との連携を深めたり、一人暮らし高齢者等の個別訪問して実態把握を行ったりすることで、早期相談につなげるよう努めた。
- 複合的な課題や複雑化した課題を抱える相談ケースが増えている。困難なケース等は職員間で相談しながら、適切なサービスや制度の利用を促したり、各支援機関と連携しながら対応している。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
相談者実人数	(人)	2,446	2,646	2,174	2,484	1,946	1,874	1,834	1,968	1,697	2,064	10,097	11,036
相談延件数	(件)	4,968	5,868	5,882	6,976	4,284	3,939	4,761	5,159	2,026	2,830	21,921	24,772

《相談内容の内訳》

- サービスに関する相談 27.5%
- 介護・日常生活に関する相談 12.9%
- 所得・家族生活に関する相談 1.4%
- 指定介護予防支援事業所としての相談 25.8%
- 医療に関する相談 7.8%
- 介護予防対象者の把握に関する相談 0.5%
- 介護予防ケアマネジメントに関する相談 20.0%
- 権利擁護に関する相談 3.3%
- 苦情相談、その他 0.8%

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 全センターで、相談内容を記録し市と共有する仕組みができており、対応困難な相談事例等は、市と連携し対応している。
- 各センターでの独自のパンフレットを作成し、地域住民や公共施設等に配布し、センターの周知に努めている。嵐南圏域では、「らんなん新聞」を作成し、コロナ禍で地域に出向くことが難しい状況下においても、民生委員に配布し具体的な活動について紹介するなど周知に努めている。
- 栄圏域では、毎年、圏域の地図に一人暮らし高齢者等の情報をマッピングし、それを基に実態把握に努め、早期相談につなげるよう努めている。

令和3年度の取組

- 金融機関やスーパー等との顔つなぎを行うことで地域包括支援センターの周知を図るとともに、地域の関係者に対しては具体的な活動の紹介も行い、自治会長や民生委員等との連携を図る。
- 複合化・複雑化した課題を抱える高齢者とその世帯への支援に対し、他の相談支援機関や多職種と連携して対応する。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(4) 権利擁護業務の実施

《令和2年度実施状況及び課題》

- ・ 成年後見制度に関する相談が増えているが、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門職につなぐなど、適切に対応している。
- ・ 高齢者虐待について、嵐南圏域ではケアマネジャーに対して研修を行うなど、早期発見・通報の重要性について周知している。
- ・ 権利擁護に関する啓発について、嵐南圏域では独自に作成している広報誌に成年後見制度のことを掲載し、ケア会議の参加者に配布する等周知に努めた。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
成年後見制度の相談・利用支援	(件)	81	84	60	72	33	36	85	54	15	13	274	259
老人福祉施設への措置入所相談	(件)	1	32	1	1	1	6	37	13	2	8	42	60
高齢者虐待の相談・養護者支援	(件)	147	179	205	269	73	74	112	35	9	50	546	607
困難事例の相談・支援	(件)	21	42	7	1	16	10	4	4	1	0	49	57
消費者被害の相談	(件)	2	5	2	0	0	1	3	0	0	0	7	6
権利擁護に関する啓発	(回)	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	2	2

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 全センターで、成年後見制度や高齢者虐待において、市や関係機関と連携しながら適切に対応している。
- ・ 嵐南圏域では、独自に作成している広報誌に成年後見制度のことを掲載し、ケア会議の参加者に配布する等周知に努めた。

改善すべき点

- ・ 一部センターで、警察から消費者被害に関する情報提供を受けているものの、センター職員内での情報共有にとどまり、外部に情報発信できていなかった。地域住民に向けて注意喚起となるような情報発信の仕方を検討する必要がある。

令和3年度の取組

- 成年後見制度等の相談やニーズが増えていることから、弁護士等との関係機関に個別ケア会議に参加してもらうなど連携体制を深めていく。
- 「わたしの安心ノート」を活用した権利擁護に関する市民啓発を引き続き行う。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

《令和2年度実施状況及び課題》

- ケアマネジャーから困難事例の相談があった場合は、同行訪問して事例の共有を図ったり、個別ケア会議を開催して関係機関と課題解決に向けた検討を行い、支援した。
- 嵐南圏域では、各種研修以外にも圏域内の主任ケアマネジャーが自事業所以外の事業所に出向き、ケアプランについて意見交換する取組を行った他、栄圏域ではケアプラン指導員を講師とし、自立支援に資するケアマネジメントが行えるよう研修を行った。また、東圏域では、経験年数が5年未満のケアマネジャーに対して研修を行い、困難ケースを検討し、センターからはインフォーマルサービスを紹介する等、圏域内の介護支援専門員のニーズに応じた研修等を開催した。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
事例検討会・情報交換会の開催	(件)	0	5	3	0	0	1	1	1	0	0	4	4
ケアマネジャーの困難事例の支援	(件)	88	96	83	64	92	34	159	39	1	6	423	239

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 嵐南・東・栄圏域では、圏域内のニーズを捉え、工夫した形での事例検討会等を開催している。
- 嵐南・東圏域では、圏域内の居宅介護支援事業所を訪問し、ケアマネジャーの実情や課題を把握し、困難ケースや課題についての相談に応じることで関係深めている。

改善すべき点

- 一部センターでは、ケアマネジャーを対象とした研修会・事例検討会等の開催計画は策定していない。事例検討会や情報交換会等の必要性は感じているため、今後具体的な計画を検討する必要がある。
- 地域住民に対して介護予防の啓発にとどまり、自立支援を意識した啓発に至っていないところがある。自立支援型地域ケア個別会議を開催する等、圏域内に自立支援の考えを浸透させるよう努める必要がある。

令和3年度の取組

- 圏域内のケアマネジャーの課題やニーズを捉え、地域ケア会議や事例検討会等を通じて多職種顔の見える関係づくりを推進することで、日常的に相談や協働できる体制を構築する。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(6) 地域ケア会議の実施

《令和2年度実施状況及び課題》

ア 個別ケア会議の実施

- ケアマネジャーが抱える困難事例を中心に個別ケア会議を開催した。検討内容に合わせ医師や病棟看護師、医療相談員、薬剤師等の医療関係者や弁護士、障がい担当職員等の福祉関係者、自治会長、民生委員、地域住民などの地域の関係者などの多職種を招集し、課題解決の検討を通じてネットワーク構築を図った。それぞれの事例で地域課題があるが、課題の抽出までの深い検討には至らなかった。

イ 圏域地域ケア会議の実施

- 「地域で孤立を防ぐ」、「民生委員とケアマネジャーの連携」、「8050問題」、「認知症」など、圏域の地域課題やニーズに応じ、それぞれのセンターごとにテーマを決めて会議を実施した。テーマに応じて医療関係者、権利擁護関係者、インフォーマルサービスの関係者、自治会や民生委員等の地域の関係者を招集し、具体的な地域づくりや対応方法等について検討を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
個別ケア会議	(回)	4	1	4	4	5	3	2	2	1	1	16	11
圏域地域ケア会議	(回)	9	6	5	6	9	8	8	4	2	5	33	29

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- 圏域の地域課題やニーズに応じ、テーマに沿った多種多様な関係者を参集し、具体的な検討につながる地域ケア会議を開催している。

改善すべき点

- 個別ケア会議において、地域課題の抽出までの深い検討ができるよう、個人の課題を一般化するなど、市と連携しながら会議の運営方法の見直しが必要である。
- 困難事例以外の個別事例を自立支援等の視点から多職種と検討する個別ケア会議の開催が必要である。

令和3年度の取組

- 個別ケア会議において、地域課題の抽出までの深い検討ができるよう、市と連携し会議の運営方法や参集者を見直すなど工夫する。
- 嵐南圏域で開催した「民生委員とケアマネジャーの連携」については、全市的な課題であるため、令和3年度に他の圏域でも同テーマでの地域ケア会議を開催する。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(7) 在宅医療・介護連携の推進

《令和2年度実施状況及び課題》

- ・ 個別ケア会議等に病院相談員、病棟看護師、訪問看護師、薬剤師等の医療職を参集し、医療と介護の多職種で検討を行うことで、医療・介護の連携体制の構築を進めた。
- ・ 各圏域で在宅医療・介護に関する住民啓発として「住民いきいき講座」を開催した。圏域の医師等から講演いただくことで、医師を中心とした地域ぐるみの連携につながる機会となった。
- ・ 栄・下田圏域では圏域の医療機関と連携を図り、相互に相談や情報提供が出来る関係を築いている。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
医療・介護の多職種連携につながるケア会議の実施	(回)	5	1	5	3	0	3	2	1	2	1	9	9
在宅医療・介護に関する住民啓発	(回)	1	1	1	1	0	1	0	0	1	1	3	4

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫している点

- ・ 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、地域ケア会議における多職種での事例検討や住民いきいき講座等の市民啓発を行っており、在宅医療・介護連携の推進を図っている。
- ・ 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターが主催する多職種連携研修会や医療系職種との情報交換会等に各地域包括支援センターの職員が積極的に参加し、多職種との顔の見える関係づくりができており、日頃の支援での連携につながっている。

令和3年度の取組

- 在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターと連携し、「認知症におけるチーム支援を考える」をテーマに圏域地域ケア会議を開催する。事例を通じて、各専門職の役割について理解を深めると共に、地域の支援者を含むチーム支援の必要性の理解を深める。
- 引き続き、在宅医療・介護連携推進業務コーディネーターが主催する多職種連携研修会や医療系職種との情報交換会等に各地域包括支援センターの職員が積極的に参加し、日頃の支援における多職種との連携につなげる。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(8) 生活支援体制の構築支援

《令和2年度実施状況及び課題》

- ・ セカンドライフ応援ステーション等と連携したり、地域包括支援センターが集いの場に出向いたりし、集いの場の実態把握や継続の支援を行った。
- ・ 一部地区で市やセカンドライフ応援ステーションと連携し、集いの場の立ち上げの支援を行った。
- ・ 生活支援体制づくりに関する地域の支え合い体制等の啓発を市やセカンドライフ応援ステーションと共に行った。
- ・ 嵐南圏域では、すべての自治会長へ地域の実情について聞き取りし、必要に応じて集いの場の立上げ支援等を行った。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計	
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2
集いの場の実態把握・継続支援	(回)	0	0	15	5	0	4	2	5	2	4	19	18
集いの場の立ち上げ支援	(回)	6	2	1	1	0	0	1	9	0	0	8	12
生活支援に関する地区への啓発	(回)	—	1	—	15	—	0	—	0	—	0	—	16
生活支援体制づくりに関する ケア会議の実施	(回)	3	0	3	2	2	3	2	5	0	1	10	11

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで、生活支援に関する啓発を行う地区や重点的に体制づくりに取り組む地区を決め、市やセカンドライフ応援ステーションと共に、啓発や地区の取組の支援を行った。
- ・ 嵐南圏域では、すべての自治会長へ地域の実情について聞き取りを行い、地域課題の把握に努めた。

改善すべき点

- ・ 地域の方が生活支援体制づくりの必要性を感じない地区やキーパーソンがいない地区など、生活支援に関する啓発に留まり、具体的な取組にはつながらなかった圏域もあった。

令和3年度 の取組

- 各センターに新たに配置される生活支援コーディネーターを中心に圏域の特性を考慮しながら効果的な啓発を行い、地域の支え合い体制づくりの取組の支援を行っていく。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(9) 認知症施策の推進

《令和2年度実施状況及び課題》

- ・ 認知症地域支援推進員と連携し、各地区で認知症高齢者の見守り体制について地域住民に啓発を行った。
- ・ 一部センターでは、小学生に対する認知症サポーター養成講座等の啓発を行い、多世代での地域づくりの推進につなげた。
- ・ 医療や介護サービスにつながらない事例など、地域包括支援センターだけでは対応に苦慮しているケースは、認知症初期集中支援チームにつないで支援した。
- ・ 認知症高齢者への声掛け訓練について、前年度から予定していた地区があったが、一部地区では実施できたものの、多くの地区で新型コロナウイルス感染症が拡大したことから開催を見送ることになり、実施の目途が立っていない状況である。

		嵐北		嵐南		東		栄		下田		合計		
		R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	
認知症に関する啓発	(回)	1	1	5	1	1	1	0	1	0	0	7	4	
認知症高齢者声掛け訓練	(回)	1	0	1	2	1	0	3	3	1	1	7	6	
認知症初期 集中支援 チーム	チーム員会議出席	(件)	3	1	2	3	3	0	4	2	3	0	15	6
	初期集中支援の訪問	(件)	1	1	3	1	6	0	5	3	4	0	19	5

《令和2年度事業評価》

良い点・工夫 している点

- ・ コロナ禍で、地域住民との認知症高齢者への声掛け訓練の実施は難しかったが、認知症地域支援推進員と連携し、各地区で認知症高齢者の見守り体制について地域住民に啓発を行った。
- ・ 認知症初期集中支援チームにつないだケースにおいても、支援チームと情報共有しながら適切に支援している。

令和3年度 の取組

- 認知症の正しい理解につなげるため、地域のサロンに対して啓発を行い、地域の見守り体制づくりにつなげていく。
- 多世代での認知症の理解を深めるため、各圏域で1回以上は小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する。

3 令和2年度地域包括支援センター事業報告・事業評価

(10) 組織・運営体制等

《令和2年度事業評価》

ア 組織・運営体制（適切に運営する体制、圏域の現状・ニーズに応じた取組、職員体制、相談体制の周知）

良い点・工夫 している点

- ・ 市の運営方針の内容に沿い、全ての地域包括支援センターで事業計画を策定している。相談業務や地域ケア会議等の検討を通じて把握した地域課題に応じ、重点活動を設定している。
- ・ 2か月に1回の地域包括ケアシステム構築に関わる実務者連絡会に、ほぼ全ての職員が出席し、情報共有を図っている。

改善すべき点

- ・ 一部センターでは、公共施設や金融機関、スーパー等にセンターのパンフレットを配布する等、更なる周知に努める必要がある。
- ・ 大島圏域については、センターのある施設から距離があるため周知の仕方について工夫が必要である。

イ 個人情報の管理

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで個人情報保護に関するマニュアル等が整備されている。
- ・ 個人情報の持出は必要最低限しか行っておらず、一部センターでは、利用者宅を訪問する場合でも、個人ファイル等は持ち出さず、情報を記憶して訪問している。

ウ 利用者満足度の向上

良い点・工夫 している点

- ・ 全ての地域包括支援センターで、利用者からの苦情内容等を市に報告する体制が整っている。
- ・ ケアマネジャーや介護サービスに関する相談について、必要に応じて市に相談や協議を行い、適切に相談に応じている。
- ・ 全ての地域包括支援センターで、相談者のプライバシーが確保されるよう相談室、相談ブースが設けられている。

4 令和2年度地域包括支援センターの収支決算

(1) 収入

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
地域包括支援センター運営業務委託料	23,881,200	29,108,000	23,881,200	15,812,400	15,812,400	
介護予防ケアマネジメント委託料	12,651,870	12,005,200	10,070,220	4,533,610	1,983,020	
介護報酬	11,041,580	14,991,270	10,747,740	4,926,370	5,718,480	
利息配当金・雑収入・その他	0	2,463	0	167,115	365,000	
収入合計	47,574,650	56,106,933	44,699,160	25,439,495	23,878,900	

(2) 支出

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
人件費	22,678,495	32,733,367	24,112,510	20,409,355	18,949,692	
物件費	20,567,330	24,940,280	17,950,228	6,846,096	4,894,627	
支出合計	43,245,825	57,673,647	42,062,738	27,255,451	23,844,319	

(3) 収支状況

(単位：円)

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田
収入合計	47,574,650	56,106,933	44,699,160	25,439,495	23,878,900
支出合計	43,245,825	57,673,647	42,062,738	27,255,451	23,844,319
収入合計 - 支出合計	4,328,825	△1,566,714	2,636,422	△1,815,956	34,581

4 令和2年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（人件費）

（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
給料	12,209,040	21,583,991	12,802,230	12,639,264	10,641,201	
職員手当等	6,963,520	6,215,145	7,461,289	4,611,100	4,599,877	
共済費	223,500	832,773	312,500	428,000	1,295,880	
賃金	0	878,000	0	20,000	0	
法定福利費	3,282,435	3,223,458	3,536,491	2,710,991	2,412,734	
人件費合計	22,678,495	32,733,367	24,112,510	20,409,355	18,949,692	

【参考】職員数

	嵐北	嵐南	東	栄	下田
専門職	4人	5人	4人	3人	3人
事務職	0人	1人	0人	0人	0人
プランナー	1人	1人	1人	1人	1人
合計	5人	7人	5人	4人	4人

4 令和2年度地域包括支援センターの収支決算

【参考】支出（物件費）

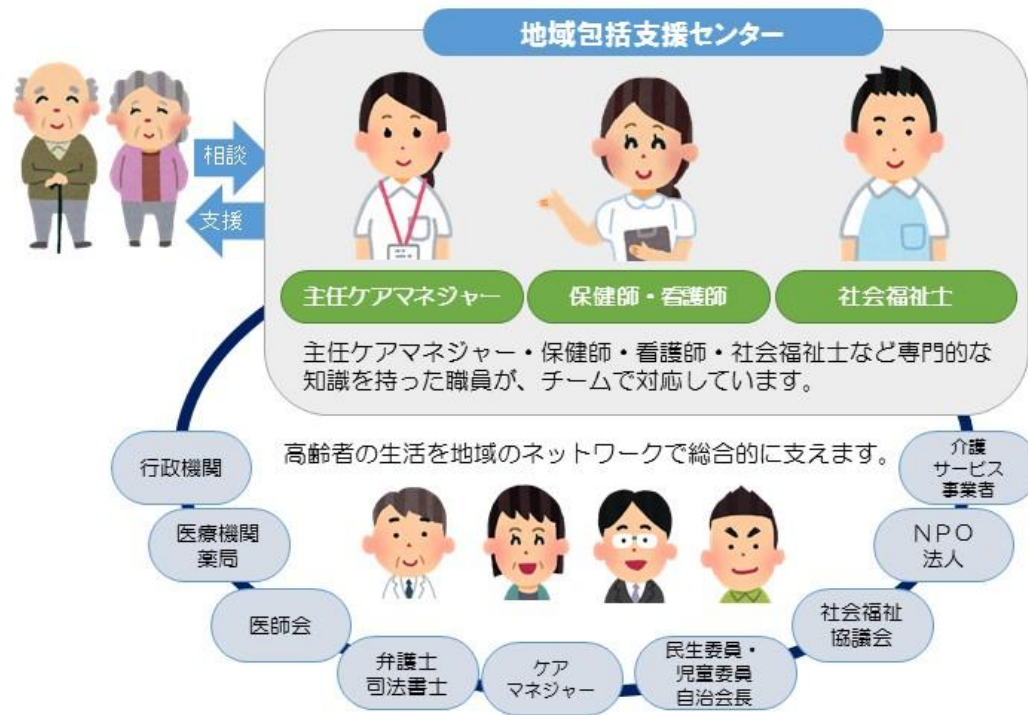
（単位：円）

費目	嵐北	嵐南	東	栄	下田	備考
旅費	0	12,000	8,570	0	0	交通費、宿泊費
需用費	733,765	2,100,088	643,789	1,527,552	412,344	
消耗品費	301,997	861,442	117,654	211,790	185,742	事務用品等
燃料費	97,264	526,444	290,824	85,143	70,733	ガソリン等
印刷製本費	24	44,800	0	121,200	0	封筒等
光熱水費	150,967	500,220	12,380	849,182	155,869	
修繕料	183,513	167,182	222,931	260,237	0	自動車等修理
福利厚生費	83,006	171,225	83,381	113,046	34,865	健康診断等
役務費	558,562	1,407,986	507,983	459,176	553,285	
通信運搬費	351,760	572,676	284,320	313,845	268,635	電話料金、郵送料等
広告料	1,430	0	1,662	4,689	0	広報誌等
手数料	23,980	646,302	22,563	27,280	8,700	振込手数料等
保険料	181,392	167,349	199,438	113,362	146,150	自動車保険、火災保険等
その他	0	21,659	0	0	129,800	雑費、保守料
委託料	18,116,218	20,332,376	15,370,510	4,540,727	2,920,610	
居宅介護事業所への委託	17,776,845	20,306,998	15,055,860	4,228,140	2,881,170	
その他の委託	339,373	25,378	314,650	312,587	39,440	清掃業務等
使用料及び賃借料	514,400	856,905	598,969	152,608	420,644	パソコン、システム等リース
備品購入費	0	0	88,110	0	518,790	パソコン
負担金	538,240	0	617,116	44,987	0	研修受講料、協議会費等
租税公課	23,139	59,700	31,800	8,000	34,089	消費税、自動車税
物件費合計	20,567,330	24,940,280	17,950,228	6,846,096	4,894,627	

【参考】地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域にある様々な資源(保健・医療・福祉)などを活用し、多面的な支援を行うことを目的に設置している。

高齢者の困りごとの相談、介護予防や健康づくりの相談、介護に関する相談、高齢者虐待や消費者被害の防止など高齢者の権利を守るための相談など、様々な相談に応じる。



(令和2年3月末現在)

センター名	担当圏域	委託法人	職員数	高齢者数	要介護認定者数※
地域包括支援センター嵐北	第二・第三中学校区	県央福祉会	4人	7,167人	1,371人
地域包括支援センター嵐南	第一・本成寺中学校区	新潟県済生会	5人	8,992人	1,566人
地域包括支援センター東	第四・大崎・大島中学校区	県央福祉会	4人	8,240人	1,272人
地域包括支援センター栄	栄中学校区	さかえ福祉会	3人	3,435人	611人
地域包括支援センター下田	下田中学校区	三条市社会福祉協議会	3人	3,271人	578人

※要介護認定者数には、事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の方を含む。